

特定労務管理対象機関の指定要件の審査表(2)

連携B水準:連携型特定地域医療提供機関

連携B水準・・・地域医療提供体制の確保の観点から、医師の派遣を行う必要があり、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働時間が年960時間を超える場合に設けられた水準

No.	指定要件	富山大学附属病院
1	医療提供体制確保のために必要な医師の派遣を行う病院又は診療所であること	○
2	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より
3	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より
4	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。(1年間)	○ 労働基準監督署に確認
5	医療機関勤務環境評価センターを受審した評価結果	○ 【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
	適用予定診療科	第二内科、第二外科、脳神経外科、災害・救命センター、呼吸器外科

【審議会意見(案)】

医療計画との整合性や地域医療提供体制の確保の観点から、県内医療機関に医師の派遣を行う必要があり、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。